

| 令和6年度第1回湖南省住居表示審議会 議事要旨 | |
|---|--|
| 開催日時 | 令和7年1月7日（火）午前10時から午前11時30分まで |
| 開催場所 | 湖南省役所 東庁舎3階 第4会議室 |
| 議 事 | 1 開会 2 あいさつ 3 審議会委員および事務局の自己紹介 4 諮問 第1号 住居表示を実施する市街地の区域および当該区域の住居表示の方法について 5 その他 |
| 出席者 | 委員 大塚委員、坂本委員、藤原委員、中西委員、神屋委員【計5人出席】 (欠席：山元委員) |
| | 事務局 3人 |
| 開催形態 | 公開（傍聴人0人） |
| 担当課 | 総務部 市民生活局 市民課 |
| 議事の内容 | |
| 【現地視察】 ・住居表示を実施する市街地の区域（案）の現地視察を行った。 | |
| 1 開会 | |
| (市民生活局長) | <p>ただいまから、湖南省住居表示審議会を開会いたします。</p> <p>本日は公私ご多用の中にもかかわらず、ご出席をいただき厚く御礼申し上げます。また、先程は現地確認にご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>開会にあたりまして、湖南省総務部長の坂田よりご挨拶を申し上げます。</p> |
| 2 あいさつ | |
| (総務部長) | <p>皆さん、新年あけましておめでとうございます。総務部長の坂田でございます。</p> <p>本日は、年始何かとご多用の中、湖南省住居表示審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | <p>また、日頃は市行政全般にわたりご理解ご協力を賜りありがとうございます。</p> <p>さて、本市の住居表示事業につきましては旧石部町域においては平成13年度までに完了、平成16年の合併後は「湖南省住居表示整備事業推進計画」に基づき菩提寺地域の一部と柑子袋地域の一部において順次整備を進めてきたところです。また、昨年度からは新たに開発事業が行われている菩提寺広野地域で、そして今回イワタニランド南地域について実施することとなりました。</p> <p>住居表示はご存知の通り、これまでの住所をだれにでもわかりやすい表し方に変えるもので、目的の住所が特定しやすくなり生活の利便性が向上するなど住民にとってメリットのある事業でございますが、実施に当たっては関係機関をはじめ市民のご理解ご協力が必要であります。</p> <p>本日は、当該区域（イワタニ南地域）の住居表示実施にかかる「実施区域および実施方法」につきまして、市より審議会に諮問をさせていただきます。</p> <p>当事業の推進に向けてご審議を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p> |
| <p>(市民生活局長)</p> | <p>はじめに本日の資料の確認をさせていただきます。【会議次第、委員名簿、実施区域図（案）、イワタニランド南地域住居表示日程（予定）、新しい住居表示（別冊）、湖南省住居表示審議会条例、諮問書（写し）】</p> <p>続きまして、特別委員の委嘱について報告いたします。湖南省住居表示審議会条例第5条の規定に基づき、令和6年12月1日付で、当該実施計画区域であるイワタニランド区の神屋区長様を特別委員に委嘱させていただきます。</p> <p>次に本日の審議会の成立について報告いたします。</p> <p>本日の審議会につきましては、全委員6名のうち5名の方に出席いただいております。委員の半数以上の出席となりますので、湖南省住居表示審議会条例第7条第2</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>項の規定に基づき、本会議が成立することを報告いたします。</p> <p>続きまして、審議に入る前に令和6年度第1回目の審議会であり、新たに加わっていただいた委員の方もおられますので、委員の皆さん並びに事務局の自己紹介を行います。委員名簿の順に大塚会長からお願いします。</p> |
| 3 審議会委員および事務局の自己紹介 | |
| (委員・事務局自己紹介) | |
| (市民生活局長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以降の進行につきましては、湖南省住居表示審議会条例に基づき、大塚会長にお願いいたします。</p> |
| 4 諮問 | |
| 第1号 住居表示を実施する市街地の区域および当該区域の住居表示の方法について | |
| (会長) | <p>それでは、諮問第1号「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」に入ります。</p> <p>まず、市長からの諮問書を事務局より読み上げます。お手元の諮問書の写しをご覧ください。</p> |
| (事務局による諮問書読み上げ) | |
| (会長) | <p>ありがとうございました。この諮問につきまして、事務局より説明願います。</p> |
| (事務局) | <p>まず初めに、住居表示の概要について説明いたします。</p> <p>住居表示とは、市街地において、住宅や施設等に住居番号を設定し、建物等の住所を合理的にわかりやすく表示するために設けられている制度です。従来、特定の土地を示すために土地の番号である「地番」を用いてきましたが、この「地番」は、土地の場所を特定するためのものであり、住所を表示するために付けられたものではありません。このため、道路の新設や拡幅、分筆や合筆により、欠番・枝番・飛び番ができるほか、同一地番でたくさんの枝番があるなど、地番が順序良く並んでいないため、行政サービスのみにとどまらず、郵便や宅配、ひいては緊急性の高い救急車の到着など日常生活に支障が発生しています。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>そこで、住居表示に関する法律に基づき、規則性を持って、各建物に番号を付番することで特定の場所の検索を容易にし、日常生活をより快適にしようとするものが住居表示となります。</p> <p>湖南省におきましては、旧石部町域は平成6年から平成14年にかけて、旧甲西町域は平成20年のサイドタウンから順次実施しています。</p> <p>続いて、「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域の住居表示の方法について」説明させていただきます。</p> <p>はじめに、住居表示を実施する市街地の区域についてですが、先程現地確認を行った区域は、平成22年11月の菩提寺地域第3次住居表示（イワタニランド）実施時には一部未開発であったため、住居表示を実施することができない状態でありましたが、開発計画が完了し、住宅の建築進んだことから、この区域において住居表示を実施するものであります。</p> <p>なお、この区域の面積は約2.0ha、区域内の世帯は約70世帯です。</p> <p>次に、住居表示の方法について説明させていただきます。</p> <p>住居表示の方法には「街区方式」と「道路方式」があります。街区方式は道路や河川などの恒久的な施設で区切り、その区域内の建物に付けられる番号を用いて表示する方法で日本では一般的な方法です。湖南省住居表示実施基準でも定めているため「街区方式」とするものです。</p> <p>以上でございます、ご審議の程よろしくお願いたします。</p> |
| (会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、諮問第1号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> |
| (委員) | <p>実施区域西側の県道沿いはなぜ区域外なのですか。</p> |

| | |
|----------|--|
| (市民生活局長) | 当該区域における区域の設定にあたっては、都市計画法の地区計画の区域を根拠としております。なお、当該地については、令和元年に地区計画の区域設定がされています。 |
| (会長) | 令和元年に地区計画が決定されてから数年経過しておりますが、その間に住居表示を実施できなかったのはなぜですか。 |
| (市民生活局長) | 当該区域全体は、元々は平成 21 年に地区計画決定がされましたが、一部区域について雨水排水対策に課題があったことから令和元年に計画変更されています。そのため、直近の決定は令和元年であり、その後、都市計画法の開発許可があり、開発が進んだところでございます。 |
| (会長) | 住民目線から見ると、住んだ後に住居表示による変更手続きが負担になります。今回のような開発地においては住居表示を実施するタイミングの見極めが難しいところです。 |
| (会長) | <p>他にご意見はございますか。</p> <p>それでは採決に移ります。諮問第 1 号「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員挙手であります。</p> <p>よって、諮問第 1 号「住居表示を実施する市街地の区域および当該区域における住居表示の方法について」は原案のとおり決しましたので、ただ今の結果のとおり答申することとします。</p> <p>以上で、諮問議案の審議は終了いたしました。</p> |
| 5 その他 | |
| (会長) | 続いて、次第の 5. その他に移ります。今後のスケジュールについて、事務局より説明願います。 |

| | |
|----------|--|
| (事務局) | <p>今後のスケジュールについて説明いたします。</p> <p>令和7年2月中旬に住民説明会を予定しております。</p> <p>令和7年3月湖南省議会において、本日審議いただきました「住居表示を実施する市街地の区域」「当該区域における住居表示の方法」について上程いたします。4月からは現地調査を開始し、5月には令和7年度第1回湖南省住居表示審議会を予定しております。審議会では、字の区域および名称の変更について諮問させていただきます。審議内容について30日間の公示を行い、令和7年9月議会において、「字の区域および名称の変更」について上程いたします。令和8年1月には、住居表示実施に伴う手続について住民説明会を開催し、令和8年2月に住居表示を実施する予定でございます。</p> |
| (会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>令和8年6月頃に予定をしている公示の前にも住民説明会を開催してもよいかと思えます。新たな町名案に対して異議があるときは、公示の日から30日以内に字の区域内に住所を有する有権者50人以上の署名と理由を添えることで、案に対する変更の請求をすることが法律上認められております。</p> <p>他にございませんか。</p> |
| (市民生活局長) | <p>委員の任期についてですが、令和7年3月末までとなっております。令和7年4月以降におきましても、新たに委嘱をさせていただきたいと思えますので、ご協力よろしく願いいたします。</p> |
| (会長) | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議題はすべて終了いたしましたので、審議会は閉会いたします。お疲れさまでした。</p> |
| (閉会) | |